

0～2歳クラス 住民税課税世帯向け

令和4年度 船橋市認証保育所 通園児補助金申請の手引き



令和4年度の変更点

記入内容に誤りがあった場合の訂正印等による訂正が不可となりました。記入を誤った場合は、新しい用紙に記入してください。

事業の概要

保護者の経済的負担を軽減することを目的として、市内の認証保育所※を利用している児童の保護者に補助金を交付します。

※認証保育所は、保育士の配置基準や保育室の面積基準等、一定の基準を満たした認可外保育施設を、市が「認証保育所」として認証した保育施設です。

補助対象施設

船橋市内の「認証保育所」：グリーンベア・ベイサイド船橋駅前校（令和4年4月1日時点）
（グリーンベアベイサイド船橋夏見校は対象となりません）

※認可外保育施設をご利用の方は、様式が異なりますので、「認可外保育施設通園児補助金申請の手引き」をご覧ください。

補助対象者

補助対象施設を月極契約で利用する、**0歳から2歳の住民税課税世帯**の児童

下記に該当する方は通園児補助金の対象となりません。

- ・認可保育所等、認定こども園、企業主導型保育事業の実施施設及び幼稚園を併用している児童
- ・0歳から2歳の住民税非課税世帯の児童及び3歳から5歳の児童（施設等利用費（無償化）の対象となります。）
施設等利用費を請求するためには、居住する自治体において、あらかじめ施設等利用給付第2号・第3号認定（保育の必要性の認定）を受けする必要があります。

市ホームページはこちら



【問い合わせ先】

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
船橋市 子育て支援部 保育認定課
047-436-2328

補助の要件

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

	保護者※	児童
1	補助施設に通園している時、船橋市に居住し、かつ住民登録がある。	
2	住民税課税世帯である。	0～2歳クラスに在籍している
3	<p>保護者それぞれについて、以下のいずれかの事由で保育を必要としている</p> <p>①就労（月64時間以上労働することを常態としている） <small>注）育児休業及び育児休業に準ずるものとして市長が認める休業明けの場合は復帰日より補助対象月が異なります</small> a. 月の1～15日に復帰する方は前月の1日から b. 月の16～31日に復帰する方は当月の1日から</p> <p>②妊娠・出産（出産予定月の前2か月（多胎妊娠の場合は出産月の前4か月）から、出産後56日目を迎えた月の末日まで）</p> <p>③疾病、負傷、傷害</p> <p>④親族を介護又は看護している</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動中（求職活動開始日から起算して90日目を迎える月の末日まで）</p> <p>⑦就学（学校教育法に規定する学校に通学、または職業訓練校で訓練を受けている）</p> <p>⑧きょうだいの育児休業中または育児休業に準ずるものとして市長が認める休業中</p>	<p>補助対象施設と月64時間以上通園する契約を行っている</p> <p>例）月曜日から金曜日の週5日、午前9時から午後5時で通園する契約をしている場合（1日8時間×月20日）、1月の通園時間は64時間以上となるため、補助の対象となります。</p>

※保護者とは、「同居している父、母」又は「内縁の夫、妻」等、児童を現に監護する方をいいます。
 なお、利用月ごとの世帯状況で判断します。

補助金額について

保護者が負担した利用料で月額 **30,000 円** が上限となります。

利用料月額には日用品等の購入費、行事への参加費、食事の提供費、送迎費等は含みません。

申請について

必要書類をご用意し、下記のとおり提出してください。

<在園中の方>

通われている補助対象施設へご提出ください。園で取りまとめのうえ、保育認定課へ提出されます。

<退園された方>

保育認定課へ郵送でご提出ください。退園時に園から領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書（第2号様式）が渡されますので、必要な申請書類と共に申請期間中にご提出ください。直接市役所 3 階保育認定課窓口でご提出いただくことも可能です。出張所、連絡所、船橋駅前総合窓口センター（フェイス）では

申請できませんのでご注意ください。

なお、申請書類等に不備・不足等があった場合は、一度申請書類を返却しますので揃えたうえで直接保育認定課に提出してください。

また、提出書類の内容等に不正が認められた場合、補助金は交付できません。不正に補助金を得た場合は、補助金を返還していただくことになります。

申請書類について

○ 毎回必要なもの

①認証保育所通園児補助金交付申請書 (第1号様式)	児童の世帯員については、保護者及び兄弟姉妹のみ記入してください。
------------------------------	----------------------------------

○ 該当する場合のみ必要なもの

②委任状	申請者名と振り込み指定の口座名義人が異なる場合、年度の初回申請時に必要となります。なお、押印が必須となります。
③市区町村民税(非)課税証明書 ※海外に在住であった場合、お問い合わせください。	(1) 令和4年4月～8月分をご申請する場合 令和3年1月1日時点で <u>市外に住んでいた場合</u> 、令和3年1月1日時点でお住まいだった市区町村発行の(令和3年度)市区町村民税(非)課税証明書 (2) 令和4年9月～令和5年3月分をご申請する場合 令和4年1月1日時点で <u>市外に住んでいた場合</u> 、令和4年1月1日時点でお住まいだった市区町村発行の(令和4年度)市区町村民税(非)課税証明書
④海外での収入証明もしくは課税証明書(海外)	非課税世帯かつ該当年度に海外収入があった場合、必要書類についてお問い合わせください。

【記入上の注意】

- 消えるボールペン・修正テープ等は使用しないでください。(黒のボールペンをご使用ください。)
- 訂正がある場合は、新しい用紙にご記入ください。二重線、訂正印等により訂正を行ったものは受付できません。

申請期間・振込時期について

(令和4年度)

下記の申請期間は、園を介さず直接保育認定課に申請を行う場合(申請期間前に退園された方)のものです。在園中の方は、園が書類を取りまとめるため、申請期間が異なりますのでご注意ください。

	通園月	申請期間	振込予定月
第1期	4月～6月	7月1日～7月29日	8月下旬～9月下旬
第2期	7月～9月	10月3日～10月31日	11月下旬～12月下旬
第3期	10月～12月	1月4日～1月31日	2月下旬～3月下旬
第4期	1月～3月	3月20日～ <u>4月10日</u>	4月下旬～5月下旬

- 令和4年度の最終申請締め切りは令和5年4月10日(月)(郵便の場合は当日消印有効)です。
- 期をまたがって申請される場合(例:12月と1月分)は、それぞれ期を分けて申請書類をご提出ください。

※会計処理の関係上、最終申請締め切り令和5年4月10日(月)後には申請の受付はできません。

第4期は申請期間が短いので十分ご注意ください。

書類の配布場所

補助対象施設および保育認定課（市役所3階）で配布しております。
市ホームページからもダウンロードできます。

認証保育所通園児補助金のフローチャート

